

山江村中央監視システム更新工事 企画提案（プロポーザル）実施要領

山江村中央監視システム更新工事の内容並びに同工事に係る企画提案（プロポーザル）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１ 趣旨

本要領は、山江村に現在設置している中央監視システムの更新について、災害に強く運用性に優れ、常に安定的な遠隔監視が行えるシステムを再構築するため、更新工事の事業者選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第２ 概要

１．工事名

山江村中央監視システム更新工事

２．工事の内容

別紙「山江村中央監視システム更新工事 仕様書」のとおりとする。

３．工期

契約締結日から令和１１年３月１６日まで（運用開始予定日：令和１１年４月１日）

工事は３か年度に分けて実施し、年度毎に契約を締結するものとする。

４．履行場所

山江村地内（村内の簡易水道施設、農業集落排水処理施設等）

５．提案上限額

９３,０００千円 ※消費税及び地方消費税は含まない

- ① 提案上限額は、運用開始までに要する全ての経費の総額とする。
- ② 提案上限額は、本件の企画提案の規模を示すためのものである。
- ③ 見積書において、提案上限額を超える見積額で提案した者は、失格とする

第３ 参加資格

本企画提案への参加資格を有する者は、以下の要件全てを満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法第１７条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 民事再生法第２１条第１項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 破産法第１８条第１項若しくは第１９条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 山江村の競争入札参加資格者（指名願い）の認定を受けていること。
- ⑥ 企画提案書等の提出時において、山江村の指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 受託事業者決定までの間においても参加資格要件を満たすこと。
- ⑧ 山江村役場内で行う打合せ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。
- ⑨ 過去５年間に、同種業務又は類似業務の実績を有していること。

第４ スケジュール

本件は、以下のスケジュールにて選定を行うものとする。

項番	イベント	期日
１	山江村ホームページ掲載	令和８年１０月１９日～３１日
２	質疑受付期限	令和８年１０月２８日 正午まで
３	質疑回答期限	令和８年１０月３０日

4	企画提案書等提出期限	令和8年11月19日 17:00まで
5	プレゼンテーション（審査・選定）	令和8年11月30日
6	選定結果通知	決定後に通知

※スケジュールはあくまでも予定であり、変更になる場合もある。その際は、企画提案参加者へ連絡する。

第5 質疑の受付および回答

本実施要領及び仕様書等に対する質問については、電子メールで行うこと。

1. 受付期限

令和8年10月28日 正午

2. 提出先

質問票（別紙様式）に記入のうえ、電子メールにより事務局宛てに送信すること。

3. 回答方法

質疑に対する回答はとりまとめた後、山江村ホームページにて公開する。

4. 回答の取扱い

質疑に対する回答は、本実施要領の追加又は修正として実施要領と同様に扱うものとする。

第6 企画提案書等の提出要領

本企画提案に参加する事業者は、以下の要領により企画提案書等を提出すること。

1. 提出方法等

- (1) 提出期限：令和8年11月19日 17:00まで
- (2) 提出方法：原則、電子メールとする。
- (3) 提出書類：下記の書類を提出すること。様式については任意とする。
 - ・企画提案書及び資料
 - ・業務工程表（3か年度）
 - ・見積書（年度毎の事業費を記載すること）
 - ・導入実績表
- (4) 提出された企画提案書等の内容について事務局にて確認し、場合によっては提案者に対し、問い合わせやヒアリング等を行うことがある。

2. 企画提案資料の作成

- (1) 様式は特に定めないが、原則としてA4版とし、目次等を含め全部で概ね20ページとする。
- (2) 企画提案資料は、「山江村中央監視システム更新工事 仕様書」の内容を踏まえて機能要件を最低限記載することとし、その他提案することがあれば、追加記載すること。

3. 見積書の作成

- (1) 導入する機器及びシステム構築費を含む工事全体の合計金額とすること。
- (2) 消費税及び地方消費税は含まない額とし、単位は「円」とする。

第8 審査、選定の概要

1. プレゼンテーションの実施

企画提案資料をもとに、審査員向けにプレゼンテーションを行う。

- (1) 日時・場所：令和8年11月30日 山江村役場 大会議室

※開始時間・待機場所等詳細については、別途通知するが、日程・時間・場所等の希望や変更は一切認めない。

※プレゼンテーションを欠席した場合は、企画提案の審査、評価及び特定から除外する。

(2) プレゼンテーションの内容は以下のとおりとする。

区分	内容	時間配分
企画提案 (プレゼンテーション)	主に企画提案内容の概要説明 《審査ポイント》 ・導入にあたってのプロジェクト体制 ・導入スケジュール ・導入（提案）する機器及びシステムの機能や特長 ・災害時の強さ ・ランニングコストの内容 ※時間内であれば本件以外の提案を行ってもよい。	20分
質疑応答	企画提案内容について質疑応答	10分

- ① プレゼンテーションの審査時間は30分間とする。
- ② 準備は開始時間10分前からとし、開始時間までに必ず完了しておくこと。準備に遅れが生じた場合はプレゼン時間を短縮して調整する。
- ③ プレゼンテーションで利用するプロジェクター等の機器については、企画提案者が準備すること。
- ④ プレゼンテーション会場での機器・機材等事前調整が必要な場合は、別途事務局まで連絡し日程調整すること。
- ⑤ 出席者は2人または3人とする。説明及び質疑応答の対応は、原則として本業務受託決定後の主担当者または管理責任者が行うこと。
- ⑥ プレゼンテーションは先に提出した企画提案資料に基づいて実施すること。提案書に記載されていない内容は説明しないこと。

3. 審査、選定の方法

提出された「企画提案資料」、「業務工程表」、「見積書」、「導入実績表」及びプレゼンテーションの内容から審査員が以下の項目について評価を行い、最も評価点の高い者を選定委員会において受託候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査員により順位を決定する。

評価項目	評価対象資料・方法	配点
機能性及び操作性	企画提案資料、プレゼンテーションより	100点
災害時の強さ	企画提案資料、プレゼンテーションより	50点
ランニングコスト	企画提案資料、プレゼンテーションより	50点
見積金額	見積書より	50点
合 計	全4項目	250点

4. 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、企画提案者全者に対し通知するものとする。なお、審査結果及びその内容についての問い合わせ、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

5. 契約に関する基本事項

- (1) 受託候補者は、第1位の優先交渉権者であり、山江村と契約締結に向けた協議を行う。
合意した協議内容に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を

行うものとする。

- (3) 契約手続き及び契約書は、山江村財務規則及びその他法令の定めるところによるものとする。

第9 その他の留意事項

1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

2. 提出書類の帰属等

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 山江村は、企画提案の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。また、保存・記録し図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合には、山江村情報公開条例に基づき、提出書類等を開示することがある。

3. 費用負担

- (1) 本企画提案に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本件に係る提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等については、すべて参加者の負担とする。
- (3) 緊急等やむを得ない理由により、本調達を実施することが出来ない場合は、本件を停止、中止もしくは、取り消すことがある。この場合において本件に要した費用を山江村に請求することはできないものとする。

第10 事務局

担当部署	山江村役場 建設課 上下水道係
所在地	〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1
電話番号	0966-23-6449（直通）
メールアドレス	suidou@vill.yamae.lg.jp

※事務局への連絡は、本件が終了するまで簡易な内容確認を除き、電子メールのみとする。